

名家連ニュース

2019年4月8日(月)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 603号

障害年金「家族の心得」シリーズ⑫

2019年度は、障害年金の金額が昨年度より0.1%プラスされます

《障害基礎年金》 障害基礎年金は、①国民年金加入中に初診日がある人(自営業者、無職の人、学生、厚生年金保険加入の配偶者に扶養されていた人等)②20歳前や60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間)が受給できる障害年金です。障害厚生年金と違い、3級や障害手当金はありません。

▶ 子の加算 「1人目、2人目の子は、一人につき224,500円(月額18,708円)」「3人目以降の子は一人につき、74,800円(月額6,233円)」が支給されます。1級の年金額は、2級の1.25倍です。

2019年度 障害基礎年金の受給額

障害等級/家族構成	子なし	子1人	子2人	子3人
1級	975,125円 (月額81,260円)	1,199,625円 (月額99,968円)	1,424,125円 (月額118,677円)	1,498,925円 (月額124,910円)
2級	780,100円 (月額65,008円)	1,004,600円 (月額83,716円)	1,229,100円 (月額102,425円)	1,303,900円 (月額108,658円)

《障害厚生年金》 障害厚生年金は、厚生年金保険加入中に初診日がある人(会社員など)が受給できる障害年金です。障害の程度が重い方から1級、2級、3級、障害手当金となります。

障害厚生年金は、標準報酬月額や加入期間によって支給される金額が変わりますが、勤務期間が短くても、加入期間は300カ月で計算されます。



▶ 配偶者加給年金 本人が1級または2級に該当する場合で、生計維持関係にある65歳未満の配偶者(事実婚を含む)がいるときは、配偶者加給年金が付きます。配偶者が一定の年収基準(前年の年収が850万円未満など)を満たしていることが条件です。

▶ 障害厚生年金の1級と2級は、障害基礎年金が支給されますので、「子の加算」も支給されます。

※下記の表は実際に受け取れる金額の目安として参考にして下さい。

2019年度 障害厚生年金の受給額の例

障害等級/家族構成	独身	配偶者ありの 2人世帯	配偶者と子2人の 4人世帯
1級	約144～180万円 (月額約12～15万円)	約168～204万円 (月額14～17万円)	約204～252万円 (月額17～21万円)
2級	約120～144万円 (月額約10～12万円)	約144万～180万円 (月額12～15万円)	約180～216万円 (月額15～18万円)
3級	報酬比例の年金 最低保証 585,100円(月額48,758円)		
障害手当金	報酬比例の年金の2年分(最低1,170,200円) ※一時金です		

= 次頁に続きます =

電話相談：火曜日、土曜日の10時～15時 TEL (052) 842 - 8878 面会相談：木曜日(曜日、時間は柔軟に対応)

※「配偶者」とは、『事実婚を含む生計維持関係のある65歳未満の夫または妻』で、一定の年収基準を満たしており、特定の年金を受給していない人のことです。

※「子」とは、『18歳到達年度の年度末までの子ども』または『20歳未満で障害等級1級または2級の子ども』のことです。



◆◇ 平成30年度の家族ピア相談事業の集計報告 ◇◆

《相談件数》 ※電話相談件数は昨年比で1.57倍、電会相談件数は昨年比で1.46倍でした。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話相談	151	170	168	155	183	179	196	184	248	225	156	184	2204
面会相談	143	137	126	160	161	127	148	135	211	152	123	136	1759
合計	294	307	294	315	344	306	344	319	459	377	279	320	3963

《相談人数》 ※電話相談人数は昨年比で1.41倍、面会相談人数は昨年比で1.33倍でした。ホームページから電話、面会（生活問題、障害年金等制度問題）の相談依頼が増えてきたのが特徴的でした。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話相談	37	43	42	39	44	40	47	42	55	53	40	35	518
面会相談	25	22	20	24	26	23	27	22	37	32	24	25	307
合計	62	65	62	63	70	63	74	64	92	85	64	60	825

《支援内容》 ※累計数の期間は、2010年4月～2019年3月末です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	累計
年金受給者	2	3	1	0	1	2	2	3	2	2	2	4	24	161
手帳受給者	3	0	1	1	1	0	2	1	1	1	1	3	15	106
家族会入会	2	1	4	0	1	1	3	2	1	1	0	4	20	153

《相談内容》 ※未治療/治療・服薬中断/混乱期対応/家族の精神的・経済的疲弊と困憊/孤立・無支援状態/無年金・無手帳/家族の高齢化・親亡き後問題など深刻な相談が相次いでいます。

相談項目 相談形態	家族会について	相談 制度 利用 に関する	医療 に関する 相談	病 気 や 障 害 への 対 応 相 談	相 談 家 族 関 係 に 関 する	生 活 に 関 する 相 談	就 労 に 関 する 相 談	社 会 参 加 等 に 関 する 相 談	そ の 他	合計
電話相談	70	388	414	426	237	347	99	118	105	2204
面会相談	72	276	282	293	202	271	121	143	99	1759
合計	142	664	696	719	439	618	220	261	204	3963

《相談者続柄》 ※「その他」は、当事者の他、面会した「医療機関の医師/PSW」や「基幹相談支援センター等のPSW」、「社会保険労務士」等が含まれています。相談者数は、昨年比1.38倍でした。

続柄	祖父母	父親	母親	夫	妻	兄弟	子供	その他	合計
人数	2	114	346	46	21	50	34	212	825